

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 神田 英一
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年12月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	新光商事株式会社
証券コード	8141
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	外国法人
氏名又は名称	ディスリーン・グループ・エルピー（Discerene Group LP）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国06905コネチカット州スタンフォード、サマー・ストリート 2777、スイート301 (2777 Summer Street Suite 301 Stamford, CT 06905, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 芦澤 千尋 弁護士 土手 康瑛
電話番号	03-6632-6319（直通）

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 1
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年11月22日
訂正箇所	令和元年11月26日に提出致しました変更報告書No.1について、報告義務が発生する事項がございましたので、取下げを行います。